

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第4回）

日 時：平成31年3月29日（金）10：30～12：30

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、内山委員、大崎委員、小川委員、川上委員、菅野委員代理、喜連川委員、瀬尾委員、竹宮委員、吉羽委員代理、林委員、福井委員、堀委員、宮島委員

【参考人】一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA） 後藤健郎様

【各省等】	警察庁	稲垣生活経済対策管理官付理事官
	総務省	渋谷情報通信作品振興課長
	総務省	梅村消費者行政第一課長
	総務省	中溝消費者行政第二課長
	法務省	渡部国際刑事企画官
	文化庁	水田著作権課長
	経済産業省	佐野コンテンツ産業課課長補佐
	経済産業省	望月模倣品対策室室長補佐
	特許庁	武富国際協力課課長補佐
	財務省	坂田知的財産調査室長

【事務局】住田局長、川嶋次長、内藤次長、中野参事官、岸本参事官、高本企画官、曾根参事官補佐、櫻尾参事官補佐、小松崎参事官補佐

1. 開会

2. 議事

(1) 模倣品・海賊版対策について

(2) 意見交換

3. 閉会

○中村座長 おはようございます。「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合」の第4回の会合を開催いたします。

きょう御出席いただいている委員の方々はお配りされている座席表のとおりですが、石川委員、迫本委員、早川委員が御欠席で、木田委員と野間委員につきましては、日本放送協会菅野様と講談社の吉羽様にそれぞれ御出席いただいております。吉羽様は11時ごろに御退席と伺っております。よろしくどうぞ。

きょうは、参考人として一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の後藤様にもお越しいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

では、開催に先立ちまして、知財事務局住田局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

○住田局長 おはようございます。本日も、お集まりいただきましてありがとうございます。

きょうは、模倣品・海賊版をテーマに議論をさせていただくということでございます。

去年の10月の段階で御報告をいただき、一度議論をさせていただいたわけですが、その後さまざまな動きもございましたし、各省庁でいろいろな取り組みが進んできたということもございしますので、「知的財産推進計画2019」に向けて、今の状況をよく整理しながらまた先に進めていきたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

○中村座長 ありがとうございます。

では、報道のカメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきます。どうもありがとうございます。

（報道関係者退室）

○中村座長 続いて、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 それでは、お手元の議事次第をご覧くださいと思ひます。

本日の配付資料は、資料1～7と参考資料1という形で御用意しております。

資料1が事務局の資料になっておりまして、資料2～6が、本日御報告いただきます関係省庁から御提出いただきました資料になっております。資料7は、本日の参考人である一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）のほうから御提出いただいた資料になっております。

また、参考資料1として、「知的財産推進計画2019」の策定に向けたパブコメの抜粋をお配りしております。

過不足等がございましたら、お申し出いただければと思ひます。

○中村座長 よろしいでしょうか。では、議事に入ります。

きょうは、模倣品・海賊版対策について、知財計画2018主要各施策に関する関係省庁の取り組み状況等を御発表いただきます。その後で、CODAの後藤様から海賊版による被害の状況等について御発表いただくことにしておりますが、きょうは多くの議事を予定しておりますので、時間管理のために持ち時間の残り1分を目途にベルを鳴らしていただくことにします。説明の方々は御協力のほど、よろしくお願いたします。

まず、事務局からこの会合の論点等を簡単に説明いただきます。

○岸本参事官 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

1 ページ目、「1. インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー（案）」としております。

2 ページ目をご覧くださいなのですが、こちらに11項目挙げておりますけれども、昨年の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（タスクフォース）で挙げられた対策でございます。海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するためということで、これらの対策を総合的に実施していくのですが、幾つかの段階に分けて実施していくということで、図として整理をしてお示ししております。

①でくくってある「著作権教育・意識啓発」から始まって、「正規版の流通促進」「海賊版サイト対策の中心となる組織の設置」「国際連携・国際執行の強化」「検索サイト対策」「海賊版サイトへの広告出稿の抑制」「フィルタリング」「アクセス警告方式」の検討まで、できることから直ちに実施していくという形で位置づけてはどうかと考えております。

また、②でくくっている、「アクセス警告方式」の導入の部分と「リーチサイト対策」「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化」に関しましては、導入・法案提出に向けて準備を進めていく。

そして、③の「ブロッキング」に関しましては、ほかの取り組みの効果や被害状況等を見ながら検討していく。

こういった形で段階的に進めていくということを考えております。

3 ページ以降なのですが、①と②でくくっているブロッキング以外の対策に関しまして、「当面の対策の進め方（案）」といたしまして、これまでの進捗・効果と、2019年度前半、後半という形で分けて、どういう形で進めていくかということ具体的に記載していただいております。

ちょっと飛びまして、14ページ目以降でございますけれども、「2. 最近の国際的な動向」といたしまして、最近の国際的な著作権をめぐる動向について幾つか御紹介しております。

1 つ目が「DSM著作権指令案」の合意ということでございまして、EUのほうの動きですが、つい先日も報道されておりましたけれども、ことし2月に「EUデジタル単一市場における著作権指令案（DSM著作権指令案）」について、欧州理事会・欧州議会・欧州委員会が合意をしまして、3月に欧州議会における最終承認が得られたとこのことでございます。インターネット業界等からの反対もあったようでございますけれども、今後の手続としましては、欧州理事会における最終承認が得られれば、この指令に従って加盟国が2年以内に国内法を整備する見通しとなっているようでございます。

この中に、第17条といたしまして、プラットフォームに対しましてコンテンツ権利者からの利用許諾取得を義務づけるということと、その利用許諾を欠く場合にプラットフォー

ム側の責任があるということについて、規定がされているということでございます。

2つ目ですけれども、16ページ目、「模倣品・海賊版ウォッチリスト」の発表ということでございまして、昨年12月、欧州委員会が初めて模倣品・海賊版ウォッチリストというものを発表しました。この中で、EU域外において偽造品・海賊版から利益を得たり、偽造品・海賊版を促進したりしているとされるインターネット上のマーケットやサービス提供者等を公開しておりまして、これによって関係者が必要な行動をとれるように支援をしていくという趣旨のものでございます。

悪質とされたインターネット上のマーケット及びサービス提供者等といたしまして、例えば、吹き出しをつけておりますけれども、世界最大級のBitTorrent WebsiteということでThe Pirate Bayや、CDN事業者であるCloudflare、Naverといった企業が見られています。

それから、17ページ目は広告に関する取り組みということでございまして、こちらもEUですけれども、「オンライン広告と知的財産権に関するMoU」、昨年6月、欧州委員会がリードしまして、オンライン広告と知的財産権に関するMoUの海賊版リストに対する広告出稿抑制の自主的な枠組みに広告業界が加わったということで、こういった形で海賊版サイトに対する広告出稿の抑止が進んでいくのではないかと考えております。

最後が、WIPOのほうの取り組みですけれども、「知的財産権尊重データベース」の構築ということでございまして、こちらも昨年、WIPOが海賊版サイトに企業が広告を掲載しないように利用できるよというということで、海賊版サイトのリストを多国間で共有する知的財産権尊重データベースというものを構築しようという構想でございます。

詳細はまだわかっていないのですけれども、現在WIPOが運用開始に向けて関係国や広告業界と調整をしていると聞いております。また今後も引き続きフォローしていきたいと思っておりますし、本日お集まりの委員の先生方のほうから、この件に関しまして何か有意義な情報がございましたら、ぜひインプットいただければと考えております。

事務局から以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、まず海賊版対策の関係で、総務省から御発表をお願いします。

○梅村課長 総務省でございます。

先ほど事務局から御説明のございました、対策メニューの上から順番に総務省の取り組みを紹介してまいりたいと思います。資料2をお願いいたします。

まず、1ページおめくりいただきまして、著作権教育・意識啓発の部分でございます。

これまでの進捗・効果については2ページ目に記しておりますので、そちらで説明させていただきます。

子供たちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員に対する学校等の現場での「出前講座」というものを、情報通信分野の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催してございます。こちらの実施主体は一般財団法人のマルチメディア振興センターでございまして、多くの関連企業と自治体等の協力

を得て進めてございます。

講座内容のところがございますように、ネット依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺等にあわせて、著作権の侵害等のトラブル事例も用いまして、予防策などを啓発しているものでございます。

実績のところがございますが、2018年度は4月から1月までで2,314件の講座を実施しまして、43万人が受講しているものでございます。

1ページに戻っていただきまして、2019年度前半の実施予定でございますが、こちらも引き続き著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進してまいりたいと思っております。特に2月から5月までは「春のあんしんネット・新学期一斉行動」、内閣府、関係省庁が自治体と連携してインターネットの啓発活動を進めていくという取り組みでございますが、こういった取り組みもございますので、重点的に実施を推進してまいりたいと思っております。19年度の後半についても、同様にe-ネットキャラバンを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○中溝課長　続きまして、3ページ目の海賊版対策の中心となる組織、民間主導の協力関係の構築というところでございます。

総務省の下の枠の中の〈これまでの進捗・効果〉にありますとおり、通信事業者の協力が必要な対策を実施する場合の前提としまして、権利者側と通信事業者側の協力関係を築くために必要となる、相互の信頼関係の醸成のための両者の対話への働きかけを実施してまいりました。来年度の前半につきましても、引き続きその協力関係の構築、具体化に向けた両者の対話を深めるように働きかけを実施してまいるといふふうに考えております。

その後、後半のところにありますとおり、両者の対話と相互理解のもとで両者が協働して具体的な取り組みが実施されるよう、必要な支援を行うとしております。民間における協力体制の構築は、海賊版対策の推進のために大変重要であると考えております。民間主導体制とありますとおり、メインプレイヤーは民間部門だと考えておりまして、行政はその協力体制の構築を後押しする役割であると認識しております。

総務省としましては、特に所管する電気通信事業者あるいはインターネットサービスプロバイダー、オンライン事業者などのネット上での経済活動を支える通信業界、ICT業界の関係者が権利者側や出版業界との協力関係の構築に取り組んでいただくよう、働きかけを行う立場にあると考えておりまして、以上の観点から、これまで通信、ICT業界と権利者側、出版業界との協力関係の構築に向けて、個別に働きかけなどを行ってまいったところでございます。

特に協力関係構築に当たって大事なことは、組織の設置の前にまず信頼関係を築くということかと思っておりますので、その信頼関係構築のための対話、話し合い等の推進を働きかけたところでございます。ただ、信頼関係の構築というのは一朝一夕にできるものではないと考えておりますので、対話の働きかけを引き続きしてまいりたいと考えております。

なお、通信業界、ICT業界と一言で申し上げても、企業によって、また、人によっても考え方もそれぞれでございまして、決して一枚岩ではございません。総務省としましては、各業界の事業者の思いや事情を勘案しながら、できるだけICT業界が広く、こうした対話のテーブルに着くように、引き続き働きかけを行っていくことが必要であると考えておりまして、その取り組みを進めていく所存でございます。

○梅村課長 続きまして、4ページでございます。

青少年フィルタリングの普及促進でございます。こちらもこれまでの進捗・効果については5ページのほうで紹介させていただいております。

まず、「改正青少年インターネット環境整備法の施行を踏まえた青少年フィルタリング利用の推進」ということで、昨年2月1日に改正青少年インターネット環境整備法が施行されまして、携帯電話事業者、販売代理店に対しまして、利用者が18歳未満かどうかの確認、あるいはフィルタリングの必要性の説明、フィルタリングソフトの設定の実施というものが義務づけをされたところでございます。

これに先立ちまして、総務省から携帯電話事業者に対しまして、義務履行の徹底を要請したところでございます。また、店頭での周知用としまして、リーフレットを携帯電話事業者等に配付をしております。

そのほか、保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等の周知も非常に重要と考えておりまして、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した、e-ネットキャラバンPlusという先ほど申し上げたe-ネットキャラバンのフィルタリング版の出前講座を開始しまして、実施しております。

また、「インターネットトラブル事例集」は、毎年度その年にありましたインターネットのトラブル事例などを踏まえて、今年度版は12月に公表してございますけれども、この特集としてフィルタリングの必要性等を解説してございまして、学校、家庭での活用に資するように公表しているところでございます。

また、その下でございしますが、「利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現推進」ということでございます。

1つは、携帯の3キャリアで、フィルタリングサービスの名称及びフィルタリングアプリのアイコンの統一を2017年3月に行っていただいております。

また、当然不法なものというのはフィルターでブロックされるわけですが、今までの小学生・中学生・高校生モードといったモードに加えまして、リテラシーの高い層向けに一部のSNSの利用を可能とする「高校生プラスモード」というものが導入されたところでございます。保護者の方によっては、SNSが一部使えないのでフィルタリングをかけないということもあり、利便性が大事ということでこういった「高校生プラスモード」が加わったところでございます。

また、一番下の○に関して、このフィルタリングにつきましては、カスタマイズというものが最近のフィルタリングではできるようになってございまして、いわゆる高校生モ

ードや高校生プラスモードといったものに加えて、保護者と児童の相談によってSNSサイトの一部を見られるようにする。違法なサイトなどは見られるようにはできないのですが、SNSというのはフィルタリングにおいてはブロックの対象になりますけれども、保護者等の間では連絡手段ということでこういったものを使わせたいという保護者もいらっしゃることから、リテラシーの高い子向けにカスタマイズという機能も利用できるようになってございます。

そうしたことから、この3つ目の○にございますように、安心ネットづくり促進協議会、こちらは下の※にございますが、電気通信事業者等の企業や教育関係者が参画する協議会でございますけれども、こちらの検討会におきまして、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について検討を行いまして、これを踏まえてSNSアプリの特徴や利用上の注意点というものを発信したところでございます。

4ページに戻りまして、2019年度前半の実施予定でございます。引き続きフィルタリングの必要性の周知を実施するとともに、また、総務省におきましても、青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースというものを設けてございますので、そちらにおきまして、このフィルタリング利用率の向上や関係事業者との連携強化によるユーザー利便の向上の方策等について検討を行ってまいりたいと考えております。

2019年度後半も同様でございます。こういった検討を受けて、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報の発信などに努めてまいりたいと考えております。

○中溝課長 続きまして、最後の6ページ、アクセス警告方式でございます。

こちらは、昨年「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」におきまして、同構成員の宍戸先生から提案があったものでございます。

6ページの下枠、総務省の19年度前半のところでございますとおおり、まず、アクセス警告方式の導入のための検討を行ってまいりたいと考えておりまして、その後、後半にありますとおおり、検討によって得られた結論のほかに、技術的な可能性あるいはコストなどを踏まえてISP等による導入の具体化に向けた協議を進めて、導入を働きかけてまいろうと考えております。

このアクセス警告表示の導入にはさまざまな課題があると認識しておりまして、具体的には、法的な課題あるいは技術的な可能性、コストなどの課題があると考えております。まずは、法的整理についての検討を私どものほうでしっかりと進めてまいることが大事だと考えております。

あわせまして、技術的可能性やコストにつきましても、技術的な専門家やプロバイダー等からしっかりと現状のヒアリング等をして、状況を把握して検討を進めていく必要があると考えているところでございます。これらのアクセス警告方式の検討、あるいは導入の働きかけに当たりましては、関係者の理解を得ながら進めることが大事と考えておりますので、通信事業者のみならず、多様な関係者あるいはユーザーの声なども聞きながら進めてまいりたいと考えております。

総務省からの説明は以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、文化庁から発表をお願いします。

○水田課長 文化庁でございます。

資料3をご覧くださいと思います。

「インターネット上の海賊版対策に関する取組状況について」ということで、1ページ目、2ページ目で著作権法改正案に係る検討経緯ということ、これまでの取り組みについてまず紹介させていただいております。

「1. 政府全体の検討」については皆様御承知のとおりでございます。こういった状況を受けまして、1ページ目の下になりますけれども、昨年、文化審議会著作権分科会において検討を進めてまいりました。

1ページの下にありますリーチサイトにつきましては、2016年8月から検討を行ってまいりました関係で、昨年9月10日の法制・基本問題小委員会で既に主な論点整理は済んでまいりました。

次の2ページ目になりますけれども、その後、10月の第4回の法制・基本問題小委員会以降、今度は侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大ということについて集中的に議論をしてまいりました。ご覧のように、ヒアリングの実施などを踏まえまして、12月に中間まとめを公表し、パブリックコメントを実施しております。

そういった結果も踏まえまして、最終的には分科会の報告書の取りまとめが2月13日に行われております。

こういったものを受けまして、次の3ページ目が、今国会への提出に向けての準備を進めてまいりました法律案の概要でございます。さまざまな改正事項を用意してまいりましたけれども、このうちの「1. 著作権等の適切な保護を図るための措置」の①と②につきましては、特にインターネット上の海賊版対策に資するものということで準備をしてまいりました。

4ページ目、「1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応」は、報告書ベースで御説明をさせていただければと思います。

「検討結果」にございますように、リーチサイト・リーチアプリにつきましては、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段という評価がされておまして、そういった場や手段を通じて侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供を行う行為は、著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるという評価がなされております。

このためということで、次の○に移りますけれども、1つ目のリーチサイトの運営行為、リーチアプリの提供行為、2つ目の侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為といった点につきまして、一定の要件のもとで規制することが適当という結論をいただいております。

その際、最後の○にございますように、過度な規制によって正当な表現行為に萎縮が生



じることがないようにということで、規制対象とするリーチサイト・リーチアプリにつきましては、典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定しまして、また、リンク情報等の提供行為の規制は、リンク先の著作物が違法にアップロードされたものであることについて故意・過失が認められる場合に限定することが適当となっておりますので、これに基づいて準備をしてきたところでございます。

次の5ページは概念図でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

6ページからダウンロード違法化の対象範囲の見直しでございます。

「検討の経緯・問題の所在」にございますように、皆様御承知のとおり、音楽・映像等の録音・録画に限定されているダウンロード違法化について範囲の見直しをいたしました。その際、漫画のみならず、雑誌・写真集・文芸書・専門書、さらにはコンピュータープログラムや学術論文といったものにつきましても、様々な被害が生じているということが検討の過程で確認されております。

検討結果は、民事、刑事に分けております。

民事の対象範囲といたしましては、○にございますように、違法にアップロードされた著作物から便益を享受しようとするユーザーの行為には、一般的に許容されるべき正当性がないということで、諸外国の取り扱いや未然防止の必要性、著作物間での措置の整合性といった観点を踏まえ、録音・録画と同様の要件のもと、対象範囲を著作物全般に拡大していくことが有力な選択肢とされております。

なお、複数の委員から、被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限って違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設けるべきという意見が示されたことにも十分留意する必要があるということが示されております。

それから、刑事の対象範囲につきましては、音楽・映像と同様に、有償で提供される著作物等に限定することは当然の前提として、特に必要性の高い事例・行為に対象範囲を厳格に絞り込む必要があるとされております。その際、国民生活への影響を必要最小限にとどめる観点から、適切な限定の選択肢が採用されることが適当とされておりました。その際に、この審議会の中で、例えば「有償著作物」や「原作のまま」、「当該著作物の提供又は提示により著作権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」、反復継続して行われるといった案が複数の委員から出されておりましたので、そういった点にも十分留意する必要があるとされております。

その中で、法整備に当たっては、ユーザー保護の効果や課題を踏まえつつ、最適な対象範囲の設定を行うことが適当という結論をいただいております。

なお、次の7ページをご覧くださいますと、さらに＜制度整備の際の留意点など＞ということで、留意点などについて幾つか挙げられております。今回、主観要件の取り扱いとして、「違法だと当然に知っているべきだった」、あるいは「違法か適法か判断がつかなかった」といった場合に違法とされてしまうことのないよう、主観要件の規定の仕方を見直すことについて措置を検討すべきということ。

それから、いわゆる「法律の錯誤」というような形で、適法に引用されているものだと認識してダウンロードしたけれども、実際には著作権法32条の要件を満たしていなかったような場合に、「事実を知りながら」との要件を満たすと評価されて違法となってしまう可能性が高いという指摘がございましたので、その点も含めて、条文上事実の認識と違法性の認識の双方について、確定的な認識を要求することを明確化するとされております。

次の○ですけれども、法定刑の水準については、現行法と同様とすることが適当、それから、全て親告罪のまま維持するとされております。

さらに、普及啓発の重要性や、総合的な海賊版対策が必要であるということ、研究目的での権利制限等についても今後検討する必要があるのではないかといった様々なことを報告書の中にまとめていただいております。

その後、この報告書を受けまして、文化庁としましては、深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じる必要があるという一方で、国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないという、この2つの課題を両立すべく、慎重に配慮をしまして制度設計を行ってきたところでもございましたけれども、さまざまな懸念や不安が示され、法案の提出まで時間がない中でなかなかそこを払拭し切ることができなかったということで、今国会については提出を見送ることといたしました。

次の8ページをご覧くださいませでしょうか。「3. インターネット情報検索サービスへの対応」についてでございます。

審議会でこちらもテーマになって検討してきたわけですが、インターネットの情報検索サービスそのものにつきましては、御承知のとおり中立的な目的で提供されているわけですけれども、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しているということから、こちらについても侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると言えるのではないかという議論がございました。

ただ、この対応につきましては、まずは権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者において協議の場を設けて、当事者間の取り組みにより運用上の解決を図ることとして、その動向を踏まえ、必要に応じて法整備を検討すべきではないかといった議論が行われてまいりました。その下の点線で囲んであるところも、報告書の抜粋でございます。

そういった議論を踏まえながら、今年度後半では、文化庁も交えまして、グーグル合同会社・コンテンツ海外流通促進機構（CODA）・出版広報センターの3者間で、インターネット情報検索サービスにおける侵害コンテンツのリンク情報等の検索結果表示に関する取り組みの進め方について協議が行われたところでもございまして、以下の①～④に関するような合意がなされております。

特に例えばリーチサイトのトップページのようなものが、対応について十分ではないのではないかといった御意見もありましたが、これについては運用の中でかなり改善が見られているといった報告がなされてございまして、今後継続的に検討、協議を進めていくとい

うことが報告されておりますので、今後その状況をさらにまた文化審議会の方に御報告いただきながら、さらなる対応が必要かどうか検討していきたいと考えております。

最後に9ページをご覧くださいければと思います。

「4. 著作権教育・意識啓発」ということをごさいます、事業の概要の下のところにごさいますように、文化庁でもさまざまな講習会、教育教材の提供、さらには普及啓発活動ということを組み合わせて活動しているところをごさいます。

今回、海賊版対策としましては、昨年秋に、CODAさんでお作りになりましたポスターを全国の学校に直接送付したところをごさいます。今年度、こういった教育教材につきましても、現在の教材がどのような形で利用されているかといったこともアンケートなどを通じて見直しをしているところをごさいますので、それらを踏まえまして、さらに普及啓発を充実させていきたいと考えているところをごさいます。

以上をごさいます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、経済産業省コンテンツ産業課から発表をお願いします。

○佐野課長補佐 経済産業省をごさいます。

資料4をご覧ください。

インターネット上の海賊版に対する当省の主要な取り組みとしまして、海賊版サイトへの広告出稿の抑止についての進捗を御説明いたします。

1 ページ目をごさいます。抑止の実施策です。

海賊版サイトへの広告出稿の抑止策として、著作権法等の違反事業者に対するエンフォースメントの実施機関でありますCODAと、広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の2者の連携によって以下の取り組みを行っております。

まず、1点目、CODAが作成しました著作権あるいは商標権を違反しているサイトをリストにまとめまして、これをJIAAの会員に提供しております。昨年6月に本格運用を開始しまして、7月、10月、1月と、これまで計4回リストを提供しました。今後も約3カ月に一遍ごとの共有を実施していく予定です。これまでの実績としましては、リストをダウンロードした会員数の延べ件数でいいますと、300件に上っています。

こうしたリスト活用の実効性を高めるため、JIAA会員に対する説明会を9月10日にJIAAの主催で実施いたしました。会員64社134名が参加してごさいます。

CODA、広告関連3団体は、これまで定期協議を実施してきております。これまでに3回、7月、11月、そして、直近ですと今週に実施しております。こうした定期協議を通じてリストの有効性を検証して、対策の実効性を高めていくということをごさいます。

次年度につきましては、この定期協議をもう少しオフィシャルな形にすべく、CODAの中に海賊版エンフォースメント委員会を設置し、一方で、広告関連3団体のデジタル広告情報連絡会の下に海賊版対策ワーキングを設置し、この2つの下位部会の合同会議という形で体制を強化していく予定をごさいます。

最後でございますが、JIAAにおいては、広告掲載先の品質を確保するブランドセーフティーという観点から自主的なガイドラインを制定しまして、一層著作権法等の違反サイトへの掲載を抑えていくということでございます。

2 ページ目に、これまでの一定の成果を掲載しております。

2つの海賊版サイトをモニター調査しました。すると、JIAA会員各社がCODAの提供リストを入手して活用した効果もありまして、うち1サイトは昨年末時点で閲覧不能になっております。もう一サイトにつきましては、下の表でございますが、確実に広告数が減少しております。8月が450件だったのが2月には250件と、半数近くの減少が認められます。

もう一つの観点でございますが、JIAA会員については、10月以降出稿している会社はゼロ件。今後の課題としましては、非会員向けに対外的なステートメントを発するなど、引き続き周知を強めていきたいと考えております。

以上でございます。

○中村座長 続いて、模倣品対策の関係で、経済産業省の模倣品対策室から発表をお願いします。

○望月室長補佐 経済産業省模倣品対策室でございます。

私からは、資料5に基づきまして、模倣品対策に関する直近の取り組み状況を御紹介、御説明させていただきたいと思っております。

1 ページでございますが、知的財産推進計画2018の施策と当室の取り組みとの関係についてお示しさせていただいております。一番下に記載している「個人使用目的を偽装した輸入対応」という項目につきましては、この後、財務省から知財計画2018での新規事項として御報告がありますので、私からは上の4つの既存項目についての御説明をさせていただきます。

次の2 ページは当室で行っている事業の全体概要でございます。模倣品の製造、流通のプロセス、状況に応じて、大きく3つの対策を講じております。

1つ目は、模倣品の最大の製造・消費国であり、輸出国でもあります中国との関係です。中国への対策につきましては、政府間の対話あるいは官民合同ミッションの派遣といった取り組みを中心に実施しております。2つ目は、中国で製造された模倣品が流通する第三国、流通国対策です。こちらについては、関係国の執行機関職員の日本への招聘や真贋判定セミナーの実施といったキャパシティビルディングを中心とした取り組み講じています。3つ目は、インターネットを通じた模倣品の流通・拡散への対応です。ECサイト運営事業者への情報提供や権利者との意見交換といった協力関係の構築といった部分への支援に取り組んでいます。

3 ページは中国対策の部分です。政府間の協議として「日中知的財産権ワーキング・グループ」という会合を毎年開催しております。スタートしたのは2009年からになります。毎年1回、日中交互で開催しております。両国政府の知財保護に関する関係部門が広く参加して、意見交換を行っております。直近の会合は今年1月に東京で開催し、前回以降

の1年間のそれぞれの取り組みについての意見交換、紹介するとともに、日中両国で法改正が行われた不正競争防止法に関する意見交換、情報交換をしたほか、地理的表示の保護、インターネット上の知財保護対策の重要性を確認するといった議論を行ったところです。また、次回の会合については、2019年中に中国で開催するという事で合意しています。

4ページは中国対策の2つ目、官民合同ミッション、合同訪中団の派遣でございます。こちらは、海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有している企業や業界・権利者団体の業種横断的なグループである「国際知的財産保護フォーラム」と連携して、官民合同で訪中団、ミッションを派遣し、中国の関係機関に知財保護に関係する制度、運用の改善を求めてきてきたところです。2018年度に関しては、昨年12月に、北京の中央政府に対して実務レベルのミッションを派遣したところです。2019年度の方角としては、中国における知財保護部門、執行部門を含む中央、地方における政府機構の改革が一巡したということを受けて、まずは地方における取り締まり部門へのミッション派遣、その結果を受けて中央政府に対するミッション派遣という2本立てで進めていきたいと考えております。

続きまして、5ページは、模倣品の流通国、第三国における対策でございます。資料の左から右に、キャパシティービルディングの活動について相手国との関係で初期、中期、さらに進化した段階で進めていく活動となっております。

左側は外国政府職員の招聘で、交流の端緒をつかむ初期の段階の相手国に対して、外国政府の執行機関の職員を招聘し、国内の関係機関、権利者との意見交換をしております。真ん中の真贋判定セミナーは、模倣品の中継国、流通国である中東、ASEANの税関や警察といった取り締まり機関、執行機関の職員を対象に、国内企業や権利者の協力を仰ぎながら、真贋判定ポイント、模倣品と真正品の見分けポイントといったノウハウを伝授するセミナーを開催しております。これらの取り組みの過去の実績については、それぞれ枠の中に書いており、赤い文字で書いた相手に対して2018年度に活動を実施しております。引き続き2019年度にも政府職員招聘、真贋判定セミナーといった活動を、権利者、企業のニーズを確認しながら、中国、中東、ASEANの各国で展開していきたいと考えております。

6ページは、インターネット上の模倣品対策でございます。

こちら、IIPPF、国際知的財産保護フォーラムの中のインターネットプロジェクトという活動において、権利者と国内外のECサイト事業者との情報交換等が行われておりますが、権利者とECサイト事業者との連携、協力関係の構築をサポートするといった支援を行っているところです。国内については、ヤフー、楽天といった既存のECサイト事業者に加えて、フリマサイトも取引の端緒としての位置を占めておりますので、そういった新しいサイト事業者との意見交換についてもサポートしているところです。

また、中国については、アリババといった大手のECサイト事業者だけでなく、インターネット上の商標権侵害等の行政取り締まりを担当している執行機関を訪問し、意見交換を実施しております。その他、インターネット通販サイトについては、国内、中国に加えて、ASEAN地域における通販サイトについても問題がありますので、本年度は、中東・アフリカ

地域のECサイトにおける被害状況の調査に加えて、東南アジアのECサイト業者であるLazadaを日本に招聘し、国内の権利者との意見交換を実施いたしました。

2019年度につきましては、これらの取り組みの継続に加えて、アメリカのECサイト業者との対話も重要と認識しており、こちらへの対応も強化していきたいと考えております。

最後に、7ページは参考資料としてつけさせていただいております。

前回の会合で、海外での権利行使に関しての助成策、支援策についてお尋ねがあったと伺っており、添付させていただきました。中小企業が有する産業財産権に関して、海外で権利が侵害された場合、係争に巻き込まれた場合などに、調査費用や対策費用、相談費用といったものの一部の費用助成を特許庁の事業で行っております。参考資料として添付させていただきましたので、御確認いただければと思います。

私からのご説明は以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

では、最後に、財務省から発表をお願いします。

○坂田室長 財務省より説明させていただきます。資料6をご覧ください。

「越境電子商取引の伸展に伴う模倣品・海賊版の流入増加への対応」について報告させていただきます。

1 ページは知的財産推進計画2018の抜粋になります。

1つ目の個人使用目的を仮装した輸入につきましては、財務省・税関において厳正に取り締まりを実施しております。今後も関係部門間の連携強化、取り締まり手法の見直し等を適宜図ることによって、引き続き厳正に取り締まりを行うこととしています。

2つ目の個人使用目的の輸入への対応につきましては、次のページに検討状況を示していますのでご覧ください。

まず、「1. 権利者・企業向けアンケート」につきましては、平成30年9月から11月にかけて、500社以上を対象として実施しています。

また、「2. ITプラットフォームとの意見交換」につきましても、平成30年9月から11月にかけて、5社を対象として実施しています。

○望月室長補佐 経済産業省模倣品対策室でございます。

この取り組みにつきましては、財務省、経済産業省、特許庁の3省庁が連携して対応を進めさせていただいておりましたが、権利者の状況把握とECサイト事業者との意見交換については、経産省から紹介させていただきます。

最初に、個人使用目的での輸入に関する権利者の状況についてご説明いたします。

昨年秋、国内の幾つかの関係団体に御協力をいただき、企業向けアンケートを行わせていただいたところ、503社から回答がありました。この中で、どのような場合を輸入差止めの対象とすべきか、力を注いで輸入差止めを行うべきか質問しました。これに対して、既存の制度運用を前提とした、「個人使用目的を仮装する事業者によりリソースを割くべき」というニーズは503社中112社、22.3%、また「商業ベースの大口輸入によりリソースを割

くべき」というニーズは109社、21.7%でした。

一方、個人使用目的での輸入への差止め取り締まりの強化に関係する選択肢につきましても、「個人使用目的で、個人以外から、複数個輸入する場合」について取り締まりの対象に新たに加えるべきというニーズが、503中229社、45.5%、「個人使用目的で、個人以外から、1個輸入する場合」については、183社、36.4%が、新たに輸入差止めの対象として欲しいと考えていることがわかりました。また、「個人使用目的で、個人から、1個輸入する場合」については107社、21.3%が、「個人使用目的で、個人から、複数個輸入する場合」については、141社、28.0%が、差止めの対象に加えて欲しいといったニーズがありました。

続きまして、ITプラットフォーマー、ECサイト運営事業者との意見交換の概要についてご説明いたします。

この意見交換では、模倣品に対する対応策としてどのようなことを講じているか、また、最近の模倣品の出品傾向はどのようなものかといった点について意見交換するとともに、個人使用目的の輸入のあり方への見解を確認してまいりました。結果としては、個人使用目的での模倣品輸入の規制に関しては、肯定的な意見が多かったという中身となっております。

模倣品への対応として、各社とも出品パトロールやアカウントの削除といった取り組みを実施されているわけですが、近年は権利者からの削除依頼の件数が急増傾向にあって、業務負担を感じているといった意見が寄せられました。

この他の特徴的なコメントを御紹介申し上げますと、一つ目は最近、特定のユーザーが不正商品を大量出品している傾向があるということ、また、小口の配送形態として、国内の売り主から購入したと思っていたにもかかわらず、中国から模倣品が配送されてきたといったクレーム、問い合わせが最近増えているといった意見もございました。

さらに、個人使用を目的とする模倣品の流入規制が進むことを通じて、間違った商品を消費者が買う機会が減る、消費者の保護の面、それから、プラットフォームを利用して不当な利益を得る事業者が減るといった面、さらに、先ほど申し上げた、削除に係る人件費等の削減といった面もありまして、最初に御紹介申し上げたとおり、個人使用目的の模倣品の流入の規制に関しては、おおむね肯定的な意見が寄せられたといったような中身となっております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、前半戦ということで、ここまでの報告についての質疑応答と意見交換の時間を20分ばかりとりたいと思います。その後、CODAの報告を得て、自由討議の時間も設けたいと考えております。

海賊版対策は、タスクフォースを開いて、さまざまな側面から直ちにとりかかることが必要な対策については一定の理解が得られたと認識をしております、その検討状況報告

を受けて、この会議の場でもタスクフォースの議論を生かして取り組みをしましょう、官民が連携をして進めましょうという意見をいただきました。

タスクフォースの座長として簡単にコメントをしておきますと、資料1の2ページに対策メニューの案が並んでおりまして、ブロッキングを除く10項目をメニューにして推進しましょうということになっております。ブロッキングは、政府の対策のメニュー、その後のページに含めることは難しい状況でありますけれども、この10項目について担当の省庁と工程の2つを明確化していくことも妥当だと思います。

13ページまでが、この後議論をして、次の知財計画2019に反映されるのではないかと認識をしておりますけれども、よろしく議論いただければと思います。

また、文化庁のリーチサイトと違法コンテンツのダウンロード違法化の法案化が今回見送りになったのは残念ではございますけれども、13ページにありますように、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら、引き続き法案提出に向けて準備を進めるということでございます。対応を進めていただければと思います。

きょうは、その他模倣品の対策も含めて、各担当の省庁で取り組みを進められていることを御報告いただいたのですけれども、今、るる御説明いただいたものは、現時点で政策として役所から見えているものでございまして、後ほど自由討議の時間も設けますが、全体を通じて、委員の皆様も、より幅広いネットワークの中で見えている民間の動き、追加すべきものなどがありましたら、状況の共有という面でぜひ御発言いただければと思います。

御発言される方は、名札のプレートを立てていただきましょうか。1人3分以内ぐらいでお話しいただければと思います。

では、林さんからどうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

今回見送られた法案には、リーチサイトの規制やアクセス制限回避のためのシリアルコード提供の違法化なども含まれておりまして、これまでかなり議論してきたところでありますので、ぜひとも早期の実現を願っております。

質問なのですが、総務省に、アクセス警告方式の検討状況についてお伺いしたいと思います。資料2の6ページにございます。

先ほど中溝課長からも御紹介があったように、去年のタスクフォースの中で宍戸先生から御提案があったものでありまして、一番わかりやすい図で説明してくださったのが、去年の9月13日の第7回タスクフォースの宍戸先生の資料11だと思います。その13、14ページで、約款による「事前包括同意」というものを根拠、前提にしてアクセスを検知して「アクセス警告」を表示するという方式として御提案いただいたわけですが、宍戸先生はその14ページで、「真性の同意」たり得るためには、静止画ダウンロードの違法化などの環境整備に依存するところだと書かれており、7ページでも、「静止画ダウンロード違法化については、ブロッキング法制化よりも憲法上・法制上の問題が少ないことも踏まえ、明確



な方向性を示すこと」ということを提案されていたわけです。

先ほどの総務省からの御紹介では、2019年度前半の実施予定の中で、「アクセス警告方式を導入するために必要な法的整理についての検討」を行うということでした。今回の静止画ダウンロードの違法化の法案提出見送りということがこの議論にどのように影響するのか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、もう一点は、この2019年度後半の実施予定であります「技術的な問題や必要なコストを踏まえた検討」において、この案のもとになっているマルウェア対策について、5年間実証実験をやって採用したのが何社なのかということ、私は以前にタスクフォースで総務省に何度も御質問したのですが、まだお答えいただけていません。その点もお答えいただいた上で、ではなぜ導入されていないのかというところを総務省が把握されているのかどうか、この2点を伺いたいと思います。

○中村座長 中溝さんでいいですか。

○中溝課長 2点御質問をいただいたと承知しております。

今、私は手元に第7回の資料を持っていないので、少し回答が正確でなくなるかもしれませんが、まず、今回、法的整理はまさに通信の秘密等の電気通信事業法の規定との関係の整理をまずやっていく必要があると認識しておりますが、まさに包括同意として整理できるかどうかというところが検討の一つの柱だと考えております。

確かに昨年の宍戸先生の資料にはダウンロード違法化ということが書かれておりましたので、それも整理に当たっての一つの要素にはなるのかとは思っておりますが、アクセス警告方式の頭のところに法制度の変更を前提とせずという記述もありますとおり、現行の中でどの程度整理が可能なのかどうかという観点で、要するに、ダウンロード違法化の議論とはかかわりなく、法制化の成否とはかかわらずに粛々と検討を進めていくことになるのかなと考えております。

それから、先ほどのマルウェア対策というのは、私どもはACTIVEと呼んでいるものでございまして、まさにユーザーの端末がマルウェアに感染する被害を防ぐための警告ということで実施してきたものでございます。

これは、平成25年から29年度までの実証実験ということで実施したものでございまして、実証実験の終了とともに、その受託団体であるICT-ISACにおいてマルウェア感染サイトのリストの更新というのは終了していると認識しております。

したがって、平成30年度はACTIVEという形で事業は実施されていないというのが現状だと認識しております。ただし、ACTIVEに参加したプロバイダー等がその後に民間のセキュリティーソフト会社等と連携して類似のシステムを継続しているという話は承知しております。ただし、具体的に現在何社がそういう形の実施をしているかというところについて、私どもとしては認識ができておりません。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。

このアクセス警告方式を今後導入するに当たっても、前回のACTIVEのときの御経験も役立つと思いますので、ぜひともスピードアップして検討していただければと思います。

以上です。

○中村座長 川上さん、お願いします。

○川上委員 私もアクセス警告方式に関して意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、中村座長のほうからお話がありましたけれども、サイトブロッキングの議論においては、まさに国民の意見が非常に大きな要因となって実施されなかったわけなのですが、それが具体的にどういう中身だったのかというと、国民は、海賊版サイトをブロックして見えなくすることに反対するわけではなかった。そういうことを主張する人も少数ではいましてけれども、大半の人はそうではなくて、将来的に、さらに通信の内容が全て監視されるのではないかと、それによってネットの自由が侵されるのではないかとという将来的なおそれに対して反発されたというのが、中村座長のおっしゃる国民の声の前回の内容だと思います。

ところが、アクセス警告方式は、法制度の変更を前提としないで済むという方法なのです。ですから、サイトブロッキングのほうは、法律に基づいて範囲が限定されているわけで、そこからさらにそれが悪用されるというのは、あくまでもある種のおそれ、連想なわけなのですけれども、このアクセス警告方式の場合は、法制度の改正なしに内容などの変更、追加が容易にできてしまうわけです。ですので、国民の意見を聞くという姿勢が本当にあるのであれば、サイトブロッキングは今回の海賊版サイトの検討リストにも入らないという状況にもかかわらず、それよりもさらに国民が本当に心配していた危険性の高いような内容が検討項目に挙がるのは、私はおかしいと思います。

これはユーザーの同意をとるということなのですけれども、実効性ということを考えますと、きちんと確認をとることをすれば、ユーザーは同意しませんので、実効性はありません。もしくは実効性があるようにするためとして、アクセス警告方式の内容をサービス約款か何かの中に入れて、ユーザーが無自覚のうちに大半が同意するような仕組みにしますと、まさに国民が恐れているような状況になるわけです。

ですので、サイトブロッキングを議論の対象に外したにも関わらず、アクセス警告方式について議論をすることに関しては、私は非常に否定的で、反対であるとの意見を述べさせていただきます。

それともう一つ、この案が総務省さんから出たことに非常に違和感を持っていて、昨年8月24日の検討会議において、サイトブロッキングはネットの監視社会へ進む道だという発言をされているのですよね。そういう発言をされている総務省さんから、なぜより危険な監視社会に進む可能性が高い提案がされているのかということに関して、私は非常に疑問を持っていますので、総務省さんの見解をぜひ発言していただきたいと思います。

○中溝課長 御質問の件でございます。

アクセス警告方式はいろいろな影響があると思いますので、先ほど説明しましたとおり、通信事業者のほかに多様な関係者ですとかユーザーの声を聞きながら進めていく必要があると思っております。

また、これの実施に当たっては、ブロッキングとの違いとしては同意を前提とすることが一番の大きな違いだと考えておりますが、まさにいろいろな課題があると考えておりますので、そういったことを整理しながら検討していく、結論を出すことが大事だと思っております。

○川上委員　そういう議論をなぜサイトブロッキングでやらないのかというのが私の疑問なのですが、そちらのほうがよりさらに法律の改正などが必要ですので、そういうことに対する抑止効果は高いと思うのです。議論を聞くのでよければ、なぜサイトブロッキングではだめなのでしょう。

○中溝課長　本日は、まさにこれから検討を始めるということでございますので、今、川上委員からいただいた御意見も当然念頭に置きながら、いろいろな方々の意見を聞きながら結論を出したいと思っております。今の時点でどう考えるかということではなくて、まずその議論を皆さんにさせていただくということをこの場でやっていきたいということでございます。

○中村座長　瀬尾さん、お願いいたします。

○瀬尾委員　今回の文化庁さんの取り組みについて、一言意見を申し上げます。

基本的に、コミックに関する海賊版というのは、コミックというのが単に出版社という一分野の固有の利益だけではなくて、日本の知財政策における非常に重要な分野である、戦略的な重点であると理解をしています。このために、ここで非常に長い時間をかけて対策を施してきていると理解しています。

こちらで決まった内容から、さらに文化審議会での内容等、私も参加させていただきまして承知しております。その中で、まず、今回、時間がないということを非常に研究者の方々から言われました。なぜ時間がなかったのかというと、ここでの議論が正直かなり長引いたからです。結論が出ないという非常に異常な事態があったことについては、議事の基本的なものを覆す暴挙と言っていいと私は思います。国の税金を使って結論を出さないというのは暴挙だと思います。これについて影響を及ぼしたために時間が少なくなったと理解しています。

この点については文化庁さんは大変苦しかったであろうと思いますが、今後、この話を当然進めていかなければいけないとすると、私は1つお願いしたいことがあります。

こちらの会議では、川上委員が非常に強くいろいろ出版社さんの代弁をされていらっしゃることは承知しておりますが、もっと出版業界の方々のみずからの窮状と、どれだけ危機的であるのかについて、緊急性をきちんと発言していただくことが重要だと思います。文化審議会での議論の中では、残念ながらその声が余り聞こえなかった。これによって、どれだけ必要性があるのかがなかなか皆さんに届かなかったということがあるかと思いま

す。

これは、最初に非常に危機的であるということから、サイトブロッキング、また、リーチサイトはそうすけれども、ダウンロード違法化を含めて、物すごく大きな制度改正をするということになっている。こういう大きなことなので、当然、出版業界さんを挙げて、これについては御要望いただくことが推進力になるだろうと思います。

そしてもう一つ、隣にいらっしゃる竹宮先生を差し置いて言うのも何ですが、漫画家さんが権利者であります。その漫画家さんと出版社さんがきちんと連携をしてこの戦略を推進していただかないと、これは進めようがありません。こういった意味では、出版社さんにももとの部分についてはさらに一考した推進をお願いしないと、今後継続してダウンロード、リーチサイト、ましてやサイトブロッキングといった国民生活に大変大きな政策を行うには力不足と私は感じております。

ですので、これについては基本的な推進力をより強くしていただいて、より広いステークホルダー、そして漫画家さんたちの意思をきちんとベースにして進めていただきたい。そうしないと、幾らここで国の施策としてやっても、文化審議会で、また、たくさんの権利者がいる中で、それについて肯定する意見が主なものになるとは、現時点では私はちょっと思えない状況にあります。ここについては、ぜひ業界の方々をお願いしたいと思います。

以上です。

○中村座長 では、福井さん、どうぞ。

○福井委員 福井でございます。

民間での動きについて情報をということでしたので1つ御報告、それから、1つ御質問となります。

これも総務省さんがおっしゃった信頼醸成の一環ということなのかもしれませんが、昨年のさまざまな経験を踏まえて、通信業界、出版社などの実務有志で声をかけ合って、定期的に現行法のもとで可能な海賊版対策を協議する連絡会議というものを立ち上げております。これが今、民間のみが参加で、十数社ぐらいの集まりになっています。

第1回では、まずは昨年以来の海賊版論争で感じた双方の思いを腹を割って話してもらいました。なかなか緊張する場面もあったのですが、それで少し氷が解けたような気もしています。

教育普及、青少年フィルタリングの普及策など、現在できる協力について知恵を出し合って少しずつ実行に移しています。

現実に協議をすると、机上の議論と違ってさまざまな課題にも直面するのですが、少なくとも前向きに意見をぶつけ合って、実行、検証していこうという空気はあると思います。

この場で御報告いただくようなものに比べると小さな一歩だと思いますけれども、この場でもまた経過を報告させていただきたいと思っています。特に、両業界のトップレベル

が集まったAPLの村井純代表とも密に連絡はとり合っております。

これが御報告になります。

それから、御質問です。中小企業の海外侵害対策支援事業について、経産省さんから教えていただきました。しかし、これは対象が特許、意匠、商標ということで、著作権が入っていません。内容は警告書の作成から商標の取り消し、摘発、さらに訴えられてしまった場合の応訴の費用まで、最大で費用の3分の2、500万円まで補助するという非常にいい制度だと思うのですが、著作権侵害についてはこういうものはないのでしょうか。これが、恐らく経産省さんではないのかもしれませんが、どなたであれお尋ねということになります。

以上です。

○中村座長 どなたかお答えいただけますか。

○武富課長補佐 特許庁から申し上げます。

我々特許庁で所管しておりますのは、産業財産権四法ですので、著作権侵害については、特許庁での対応は難しいところであります。

○福井委員 枠組みとしてはおっしゃるとおりだろうと思います。所轄がどこであれ、海外での侵害の深刻さというのは何ら変わりがないと思いますし、これは著作権についてもぜひ検討いただいたらいいのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 役所の所管が所掌を超えて政府として対応しなければいけないという観点で、この会議は内閣府として設けていると思いますから、その観点で事務局を含めて検討していただきましょう。

それから、先ほど福井さんが報告をされた対話の場というのは、先ほど総務省の中溝さんがおっしゃった、両者の対話への働きかけを実施したというものに呼応するものだと考えてよろしいでしょうか。

○福井委員 あくまでも昨年した後、これはいかなんということ自分たちで声をかけ合った場ではありますけれども、その過程で、通信業界のほうには若干躊躇するような空気もあったやに感じました。そのときに、総務省さんのほうが声がけ、後押しをしてくださったように伺っております。

○中村座長 承知しました。ありがとうございます。

宮島さんから挙がっていますか。

○宮島委員 今のお話の、議論がスタックしている中でも、国民の意識が大事だということはこれまでも何回も話に出たと思います。それで、具体的に著作権教育というものがどういうふうにされているかということをもう一回見ますと、さらにディテールに本当に伝わっているかというところをもうちょっと意識しながら進めたほうがいいのではないかと、いうことを申し上げます。

例えばe-ネットキャラバンで、e-ネットキャラバンそのものはとてもいいと思います。

ただ、この中で何をやっているかという点、講座内容でこういうことをやっていますと書いてあって、このページにおいては著作権の侵害などのトラブル事例と書いてあるのですが、学校の現場で著作権を侵害したことによるトラブルをすごく重点的に教えているとはあまり思えません。恐らくこれを聞きに行く親や子供は、自分たちがネットのいじめやネットによる詐欺というものにかからないことを意識して聞いている講座であり、自分たちが著作権を侵害するということに視点があることは割合考えにくいというか、教えているかもしれませんが、それが芯を食って心に入っているかという点余りそうは思えません。

私たちはコンテンツの事業者ですが、新人とかが入ってきますけれども、若い人たちは、著作権というものに関しては、意外なほどそんなに意識はありません。また教育現場を見ますと、当然のことながら学校の現場においては、いろいろな著作物も教育という分野でコピーもフリーなわけですよ。幾らでもコピーしてもいい、幾らでも二次的なものを使ってもいいということに一定程度なれた状態の中でそのまま育つと、著作権に対する何が重要かということが伝わりにくいというのは一種当然なのだと思います。

ですから、著作権に力点をおいて伝える必要もあって、小学校や中学校、高校であれば、例えば文化庁さんの資料の中に、図書館などの職員の方との講習会というものがあるのですが、これが年に2回だけ開始されていますけれども、全国の図書館の方は、恐らく著作物とかコンテンツの大事さを非常にわかりやすく持っている方だと思います。そして、小学校や中学校は、お子さんが図書館に行くケースは結構多いので、図書館に触れることによって、著作物や創作物というものが非常に大事なもので、ちゃんと守らなければいけないということを学ぶ機会にはなるかもしれないと思います。

また、大学においては、初めてそこで自分が論文などを書いたりして、勝手な引用はいけないなど、そこに至ってルールというものを学ぶ機会があるわけです。そのときに、著作権や内容を守らなければいけないということがどういうことなのかということを初めて知ると思います。そのときに、まさに先ほどおっしゃった出版社や漫画家の方々の現在の苦境をちゃんと伝えていかないと、私たちの大事な大事な国のコンテンツというものが侵害されるかもしれないというところをそこでわかるということが、一つはいいのではないかと思います。

申し上げたいことは、ネットキャラバンもどれもいい取り組みだと思いつつ、さらに著作物の大事さを伝えることがちゃんと入るかどうかを視野に入れて、効果的なところに弾を撃っていただければと思います。

以上です。

○中村座長 では、竹宮さん、お願いします。

○竹宮委員 ダウンロード違法化につきまして、私が発言したことが非常に大騒ぎになってしまっていて、大変申しわけなかったようなこともあるのですが、実はこのダウンロード違法化が法制化によって、巨大な網かけが行われるということで、本当にささや

かな部分の人々、あるいは一般の人々、まだ漫画家未満である人たちの行動などに影響があるということでお話をさせていただきました。

ただ、この問題に関して、著作権侵害が実際にあることは承知しておりますので、法制化することについて全面的に問題があると思っっているわけではないわけです。そのことを発言したときにもお伝えしたのですが、そうでない部分のほうが大きく取り上げられまして、この法制化が一旦ペンディングになってしまったことについては、6ページに検討について書いてありますけれども、「十分に留意する」ことで、国民の意識の上での納得が得られる着地点を求めて再度の法制化へ進んでいければと思います。

私は漫画家ではありますが、実は著作権を出版社に預けておりませんので、出版社との形ともまた違う問題が私のような漫画家のほうにはあります。それを何とかうまく協議できる場みたいなものを設けて、お互いの立場による発言をしていければ私も思います。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、参考人から御発表いただくことにします。CODAの後藤さん、お願いいたします。

○後藤健郎様 まず、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日の資料でございますけれども、このメイン着席用の資料と傍聴者の皆様の資料は若干違っております。それを御了承いただければと思います。悪質なサイトが掲載されておりますので、皆様にはそれを削除しているというところではございます。

まず、1ページ目ですが、昨年4月13日の緊急対策の発表から1年が経過しておりますけれども、残念ながら現在においてもこの海賊版サイトというのは横行しているところではございます。

さらに、Piracy3.0と世界的に言われていますけれども、こういう新しい侵害の脅威というものも迫っている状況でございます。

4月の緊急対策で指定されました「漫画村」「Anitube」「MioMio」という3サイトがありますが、漫画村、Anitubeについては閉鎖というところではありますが、残念ながらMioMioについては現在も削除要請を続けているところではございます。復活をしているというところではございます。

この絵でございますが、2018年の4月、緊急対策のところへへこんでいますけれども、その3サイトの動向を注視ということ、削除要請の体制も再検討ということで、若干削除要請をお休みした部分でへこんでいるということですが、それ以降はこのように全体で2万URLの削除をしているというところではございます。

MioMioについては、2017年3月に中国の国家版權局に行政投訴をしまして、国家版權局のほうで行政指導ということで罰金とサイトの閉鎖をさせています。とはいっても、彼らが講じたのはジオブロッキングということで、中国では見られないけれども世界中では見られますよという方式です。そして、2018年4月13日、政府の提案がございまして、その後彼らは若干視聴動画の制限をしておったところではございますけれども、今日に至りますと、さらにまた復活をしているというところではございます。

これに対しまして損害賠償請求を試みましたが、調べたところによると被疑者が行方不明ということでございましたので、今回改めて国家著作権局に運営者の特定、さらにサイトの閉鎖ということで行政投訴をしたところでございます。現況においても、削除要請に対しては一切応じておりません。

次ページでございますけれども、このようにセッション数というものを見ますと、復活しつつあるという状況でございます。誰が見ているのかということになると、日本からのアクセスが約60%ということで、日本人が多く見ているというのが現実でございます。

その次のページです。その他の海賊版サイトはどうなのかということですが、サイトA、サイトBというのがあります。サイトAにつきましては、これも中国のサイトでございます、MioMio同様、中国の国家著作権局に投訴いたしまして、処罰は一応下っているのですが、これもやることは一緒で、ジオブロッキングをしているということで、このような形で2,500セッションぐらいつとキープしている。このアクセスの96.23%が日本から見ているというところなんです。

このように、私どもCODAで努力はしていますが、これは努力不足なのか、または本当に現行制度のもとで十分な対策がとれ得るのかというところでございまして、実効性を高めたいというところでございます。

次のページは、これは傍聴者の皆様の資料（公表資料）では、対象サイトをカットしていると思いますが、例のAnitubeの閉鎖後、Anitubeをかたるサイトが続々出ているというのも現状です。これらのサイトは削除要請に応じません。

次に、ちょっと話を変えまして、冒頭申したPiracy3.0です。いわゆる不正ストリーミング視聴機器というものが広く出回っております。これは何かというと、ここにもありますけれども、日本円にして4000円から2万円と安価であり、非常に簡単でこれをモニターに接続することによりまして、ここにも例を書いています、例えば日本の場合でいうと、地上波、BS・CS全チャンネル42局がほぼ同時に世界的に見られてしまうということでもあります。ヨーロッパ、アメリカ等では非常に問題になっているというところなんです。

次のページですが（公表資料は削除）、ここにありますように、全42局がこうやって一覧になっていまして、見ることでできてしまうということです。

さらにもう一ページ見ますと（公表資料は削除）、いわゆるアドオンをインストール、拡張をすることでこういった海賊版サイトまで視聴できてしまうということで、このISDを使えば全放送、さらには海賊版サイトも見られてしまう。それが、単にモニターに接続するだけですから、非常に簡単に見られてしまいますよという時代です。

それに対しまして、CODAは昨年、台湾において3つの事件ということで、事件検挙をいただいたところでございます。今、例示で2つ書いておりますけれども、3つ事件検挙をいただいております。これにつきましては現在も捜査中でございますので、今後注視をしてまいりたいと思います。

一例としまして、犯罪の実際の家宅捜索の写真でございます。組織立って日本のコンテ



ンツを対象にしているというところです。

そして、海賊版販売店の被害ということですが、東アジア、東南アジアではローリスク・ハイリターンというのがいまだに信じられております。ここにありますように、上海市において日本人向け海賊版販売店というものが多くありまして、それを32回行政投訴いたしまして、絞り込んだ3店舗について今回やっと初めて刑事摘発をしていただいております。現在3名が身柄を拘束されておりまして、今、検察のほうに起訴されている。4月以降に裁判の結果が出るのではないかとということでございます。

ただ、残念ながら、その3店舗のうち1店舗は名前と経営者を変えて再オープンしている。非常に根深い問題でございます。

そして、話題になっております静止画のダウンロードでございますが、漫画や書籍の場合、ほとんどがリーチサイト＝ダウンロードサイトであります。ストリームではないのです。基本的にダウンロードと、これがポイントです。いわゆるP2Pですとかストレージでございます。この絵にありますように、非常にきれいにトップページをつくっています。

実態はサーバー、ストレージ、レジストラは全て海外で、サイト運営者の検挙はまず困難だというのが一つ。それと、違法アップロードされている全てのファイルの削除を要請するのは不可能、P2Pは当然でございます。

これらのサイトを排除するには、ダウンロードを減らし収入源を断つことが効果的でありまして、海賊版業者はいわゆる抜け穴を突いてくる。さらには、居直りをするといったようなことがございますので、今回文化庁さんがおつくりになりました法の制度設計については非常に賛成でございまして、実効性のある法制度であると思っております。ただ、一部時間的な問題もありまして、不安や懸念がございましたところは、文化庁さんとともにその払拭について関係者とも努めてまいりたいと思っております。

その他でございますが、皆様御承知のように、ことしの9月から5Gのプレサービスが開始されまして、いよいよ5Gの時代でございます。一部報道によれば、ハイビジョン画質の2時間映画のダウンロードが1.5秒ということでございます。実効速度でいいますと、4Gから5Gで100倍ということで、超高速・大容量のやりとりが可能ということでありまして、非常に便利になるのは一つでございますけれども、この海賊版問題についてもさらに深刻な状況が懸念されております。

もう一つとしまして、サイトブロッキングの世界的な潮流ということで、本年1月22日、サイトブロッキングを導入していない米国においても、MPAA及びRIAAがサイトブロッキングの導入の声を上げ始めているということでございます。

サイトブロッキングについては種々議論がございます。いわゆる伝家の宝刀ではないというのは当然でございますけれども、実効性を持つ対策としては有効な1枚だと私はいまでも思っておりますので、ぜひともこのサイトブロッキングの導入というのは検討を継続していただきたいと思っております。

最後になりますが、間接的な対策ということで御案内をさせていただきますが、その中

でトピック的なものでいいますと、先ほど文化庁の水田課長からのお話もありましたが、⑥の2といたしまして、グーグルさんとの間で海賊版サイトのトップページの検索結果の削除を、今、パイロットとして実施しております。非常に効果、効率の高い大きな成果のツールでございます。これにつきましてはグーグルさんとも検討を重ねて、実装に向けて協議を深めてまいりたいと思います。

そして、経産省のほうからも御案内がございましたが、広告関連3団体の皆様とCODAの間において定期協議をもちまして、ブラックリスト、海外ではIWLと言っていますけれども、このリストを共有しつつ、皆様には広告の問題について真摯に御対応いただいているという状況でございます。

早口で恐縮でございましたけれども、現況のCODAの対策及び被害の現状について御案内させていただいた次第でございます。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

今の発表について、質問等がありましたらお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、残りの時間はきょうの議題に関する自由討議の時間に充てたいと思います。もし意見、コメントなどがありましたら、改めて名札のプレートを立てていただければと思います。お願いします。

では、林さん、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

基本的に、少なくともこの委員の先生方は皆様、海賊版対策を進めることが必要であって、重要であるという認識は一致していると思います。多分タスクフォースのメンバーの中で、サイトブロッキングに反対された方もその点はおっしゃっていたので、本当にそう思っているかと信じてはいるのですが、では、現状はどうかといいますと、極めて憂うべき状況ではないかと思っています。実効性のある対策がこの1年で進んだのか。

本日の資料1の2ページに総合的な対策メニューというものが挙がっておりますが、例えばアクセス警告方式にしても、同意を前提とするという点ではフィルタリングと同じわけですが、ただし警告するだけというものです。しかも、真の同意を前提とするという点では、フィルタリングと同様に実効性については疑問があるわけですし、先ほどの総務省の話では、2020年3月末までかけてこのアクセス警告方式の議論をします。またこれで1年過ぎるということでございます。この次の1年でそこまで。

では、これからあと何年で実効性のある対策がとれるのかということをお考えすると、薬でいうと「毒にも薬にもならない」という話がありますけれども、効く薬というのは副作用がある。だからこそ副作用を最小限にするような用法・用量を定めて、薬を飲んで病を治す。「頑張っただけ」ではなく、手術をしないと命は救えないという点では、

議論をするだけでなく、いつまでに実効性のある対策をとれるのかというところをもう少し真剣に考えていくべきではないかと思っています。

その意味で、この総合的な対策メニューにつきましては、ダウンロードの違法化もこれからまた条件を詰めるということですのでけれども、またサイトブロッキングも含めて、これらの対策を全てやって複合的な対策をとっていくべきではないかと思っています。

以上です。

○中村座長 福井さん、どうぞ。

○福井委員 御説明どうもありがとうございました。

CODAさんに対して2つの要望、その他若干のコメントです。

まず、海賊版被害は非常に深刻な状況が続いている点は、私も認識は全く同じです。ただ、それだけに、データの扱いは慎重に行ったほうがいいのではないかと思います。CODAさんの資料でいうと、ダウンロードの被害実態として、14ページに一定の金額が並んでいます。これは一つの計算式としてあり得ると思うのです。つまり、海賊版が全て売っていたとしたら一体幾らであるかという計算式ですね。訴訟になればこういう発想での請求が可能な場合もあるでしょう。

しかし、実際の被害額は、無料だから見る人たちという存在がある以上、必ずしもこの金額とは一致しないのではないかという指摘も強いところですね。そういうことも踏まえて、説得的なデータを示していくことで、かえって議論が通りやすくなることもあるのではないかというのが1点です。

2つ目、広告出稿抑制は非常に意義ある試みだろうと思うのです。これはぜひ、データをお示ししていただければと思います。広告出稿は現実にどのぐらい抑制されたのかというデータを知りたいと思います。

MioMioにつきましては、非常に憂うべき事態だと思いました。中国での法執行が功を奏することを願うわけですけれども、今回事務局からお配りいただいたメニューの中でも、昨年タスクフォースで議論された、国際連携、国際執行の強化という言葉があります。中国政府に対する日本政府からの申し入れ等、外交手段も使うべきだという意見もあったと思うのですが、こうした中国でのMioMioなどに対する対策への政府支援はどうなっているのでしょうか。

最後に、ダウンロード違法化です。これは主な効果は抑止力だろうと思うのです。実際にユーザーを摘発して回る場面というのはちょっと想像しにくい。抑止力であるならば、本当に悪質な場面に対象を絞って導入するのでも、目的は達するはずだと感じます。多くの懸念の声に応えて、人々の賛同を得やすい制度設計を望みたいと思います。

以上です。

○中村座長 今の点、後藤さん、事務局から何かお答えすることはありますか。

○後藤健郎様 先生、どうもありがとうございます。頑張ります。

それと、広告の関係は、先ほど経済産業省のほうから出していただきましたものが、と

りあえずサンプルデータです。

○岸本参事官 先ほどの国際連携の話で、政府間協議でということですがけれども、経産省さんのほうから御説明いただきました日中知財ワーキングのほうに私も参加させていただきまして、実際に中国の担当者にごこの件についてお伝えして、今後連携して対応していくということについてお願いをし、前向きに協力していきましょうという回答をいただいております。

○中村座長 ありがとうございます。

堀さん、お願いします。

○堀委員 感想みたいになるのですがけれども、先ほどの宮島さんの話とも関連するのですが、教育というのは多分すごく難しい。さっきの羅列を見ていると、自分に被害があるものを恐れるのであって、直接自分に被害がないものの話は多分ほとんど頭に残らないだろうなど。

二十何年海賊版の対策の経験がありますけれども、何一つ前へ進んでこなかったということも踏まえてですが、十数年前にデジタル録画機器のコピー制限を緩和するという話のときに、消費者団体の皆さんは、海賊版などは一部の不届き者がやっていることなので、ほとんどの人は善良な人なのだ。でも、その陰で音楽のファイル交換のソフトがあって、7,500億あった市場が2,500億まで減ったのです。現在ストリーミングで解消できているのはそのうちの600億にしか満たないわけです。1つの産業が半減したわけです。

同じく、消費者団体の方は、ただで流しているものを幾らコピーしたっていいじゃないかと、これは純粋な大人の人が普通に考えていることだと思うのです。大した金額ではないのだという発想だと思います。

先ほどのCODAさんのあれも見ましたけれども、教育のやり方も、つくる人が悪いのだという今までの感覚をそろそろ変えて、見ている人が一番悪い、喜んで日本の産業をどんどん疲弊させて外国に稼がせているのはあなたたちだと。加害者、被害者ということの中でいくと、もうかるからやっているのは見る人がいるわけですから、そういうことも教育に入れないといけない。あの当時ファイル交換をやっていた小学生たちの間では、お金を払って音楽を聞く人はクラスでばかにされていたわけです。その人たちは多分もう大学に行って、今、働き始めている世代で、著作権のことは面倒くさいからいいじゃないですかという人もどんどんふえているような気がしてならないです。

その一方で、巨大なお金を生むものを、外国の人たちがこれはもうかると思ってやっているという実態を、もっとはっきり子供たちにも聞かせてやるということが一番重要なのではないかなと思います。

これは感想です。

○中村座長 川上さん、どうぞ。

○川上委員 今の福井先生の発言でも、CODAさんの被害額の算定は一つの方法にすぎなくて、世の中の納得を得られないみたいな発言がいまだに出ているのですがけれども、ここは

有識者会議なので、ちゃんとした客観性のある議論をやっていただきたい。計算方法ではかの方法なんてないのです。この1年間ぐらいいろいろな人と同じ議論をしてきましたが、いまだにその代替案みたいな算定方法を出された方は一人もいません。

これは有識者会議なので、ちゃんと客観性のあるデータで議論をする必要があって、客観性のある出し方は、著作権被害の場合はあいつた方法しかないのです。ところが、それがダメだ。理由はみんなが納得しないからだ、ということです。

みんなが納得しないからだということであれば、このサイトブロッキングが検討項目の中に挙がらないのもみんなが納得しないからということですよ。そういう理由で、ちゃんとした論理的な議論ができないのであれば、有識者会議なんて要らないのではないですか。サイトブロッキングがダメなのだったら、こういう理由でダメだという議論をして、それを国民に向かって説明するのが有識者会議の役目だと思うのですけれども、そういうことも放棄して、議題に挙げることをしない。

では、ほかに有効な手段の提案があるのかといたら、それは1年前と同じで全くない。一体何のために議論をやっているか非常に疑問です。とりあえず、反対でも賛成でも何でもいいのですけれども、全て客観的なファクトに基づいて、ちゃんと正しい議論で運営していただきたいと思います。

以上です。

○福井委員 御指名でしたので、福井でございます。

他の被害額算定方法としては、例えば消費意向額調査ということがかつて行われたことがあります。海賊版を視聴している人々のべ視聴回数の推計値が出た場合、一般のユーザーに対して、一体あなたは（海賊版が見られない場合に）正規版コンテンツが幾らだったらお金を払っても見たいですかという消費意向額を聞くわけですよ。そうすると、ゼロ円でない限り見ないという人もいれば、100円だったらいいですよという人、200円ならいいですよという人が出てきます。そうすると、この無料で見ている人たちの中で、一体平均して幾らだったらコンテンツ視聴に払ってもいいと思っているかという数値が出てくるわけですよ。これを掛け合わせて被害額推定を行った例というのが過去にあるようです。もちろんそのほかにも幾つか方法があるとは思いますが、一応御参考までにお伝えいたします。

それから、客観データに基づいて議論しようということは全く賛成です。有識者会議であればなおさらそうでしょう。私は、批判を受けやすいようなデータをできるだけ減らしたほうが、政策は通しやすいのではないかと申し上げただけです。

○川上委員 今、言ったような算出方法は散発的にはありますけれども、広く認められる方法としては存在しないということを指摘させていただきます。

それともう一つ、コンテンツの価格をユーザーの希望によって決めるというやり方は、実際にコンテンツ業界でもされたことがあって、イギリスのロックバンドか何かの自分のところのライブの入場料を好きな金額でいいということを実際にやったことがあるのです。

けれども、そのときの観客が支払った平均の金額が1ドルぐらいになってしまって大失敗しました。コンテンツの被害額の算定には全くふさわしくない方法です。今、出された例に関してはそういうことを指摘させていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 瀬尾さん、どうぞ。

○瀬尾委員 なかなか議論が尽きないテーマが、ここ1年盛りだくさんでございますね。

先ほど申しあげましたけれども、会議の場でさらにもう一度申し上げたいと思います。

先ほど、こちらのタスクフォースで中間まとめが出せなかったということについて、非常に遺憾の意を表明させていただきました。そして、文化審議会においても、実は会議を経てきちんと議決された部分が最終的には今回の国会に提出されなかったという事実があります。きちんと平場で積み上げた議論の結果が皆さんの総意であり、それがきちんと法案になったり制度化するという当たり前の手順というものが、私は今、壊れそうな危機感を大変持っております。

つまり、平場で幾ら議論をしても、無茶をすればそれをひっくり返せるということは、それこそ川上委員のおっしゃるような、何のための議論かということにもなりかねません。こういった意味では、賛成でも反対でも、もしくは併記でも何でも構わないと思いますし、議論の結果は厳に公正であるべきだと思います。

ちなみに私も、例えばサイトブロッキング、もしくはダウンロードについては個人的にはいろいろ意見がございましたが、ここでの決定ということをもって文化審議会での議論に臨んでおります。それは、この会議での決定だからであります。

ただ、そういうことがなく、自分の意を一ステークホルダーが通すためにはどのような手段をとってもいいということになるとすると、議論は無意味になってくる。そういうような危険な傾向を若干感じております。

これについては、実は事務局の皆様というよりは、ここにいる委員、もしくは傍聴していらっしゃるステークホルダーの皆様に申し上げたいことであります。きちんと公平な議論と、それからの結論、そして、国として何をやるのかということをお金は知財の会議で話していると思っております。そういった観点から、きちんとした議論の進行と結論、それから、制度づくりについてはぜひここにお集まりの皆さん全てに対して私はお願いしたいし、私は今後もそのように努めていきたいと思っております。ぜひ、私のコメントについて御喚起いただければと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。座長への警鐘としても受けとめたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、きょうの会合はこのあたりで閉会したいと思いますけれども、最後に住田局長から御挨拶いただければと思います。

○住田局長 どうもありがとうございました。

きょうも大変活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

事務局の資料でいいますと、総合的な対策のメニューの案というものがございしますが、この問題について今、考え得るあらゆる対策を、まさにタスクフォースの議論を踏まえてリスト化したわけございまして、これをできるところからとにかくやっていく。さらに、法律改正が必要なもの、あるいは導入に関して準備が必要なものは、第2段階といえますか②と書いてあるところであって、そういったことの取り組み効果、被害状況を見ながら③があるということかと思えます。

これについて、きょう幅広く御議論いただいたわけでございますけれども、まさにこういった対策全体のメニュー化をしながら、それぞれについて効果を見て、また加速すべきところは加速していくということが、私ども内閣府として全体の関係省庁の施策を束ねるものとしての役割なのだろうと思っております。

また、瀬尾委員からも御指摘がございましたように、そういうきちんとした議論ができて、賛否ともに議論をした上で決めていったことについては、それに携わった人たちが確実に実施していくということが大事でありますし、さらにはこの有識者会議というものがまさにそういう役割を持っているのだろうなということ、きょう改めているいろいろな方々の御意見から感じたところでございます。

また、ファクトに基づいてということももちろん当然のことではありますが、この計測の仕方というものも幾つかある中で、それを参考にしながらどれか一つだけということでは恐らくないと思えますけれども、いろいろな知恵を集めながら対策を講じていくということでございます。

また、何と云っても、実際に被害を受けている権利者側の方たち、例えば出版社でございすとか、漫画家の皆様といったような方々、あるいは、先ほどの音楽の関係の方々、そういった方々が今、御自身で把握しておられる被害、あるいはその切迫感というようなものをこの会議はお伝えいただける貴重な場だと思っておりますので、こういった場で現場の権利者の皆様の声をよくお聞きさせていただきながら、実際に何が必要かということを考える、あるいは何が必要でどのスピード感で進めていかなければいけないのかということについて、こういった場でまたさらに深めていきたいと考えておるわけでございます。

一方で、多くの方々から御指摘がございました著作権教育といったようなものに関連することも、非常にいろいろな御意見があって難しいわけでございますが、例えば引用の話は実は小学校5年生の教科書に書いてあるのです。こうやって引用するのですよ、かぎ括弧で引用するのですみたいなことが書いてあって、そういうことを意識的にしっかりと教えていただいている小学校もあるのですけれども、その辺が著作物、著作権という形でどこまで心に残るかということになると、それをどうやって教えるか、何とひもづけて教えるかということで、納得感が後にどれだけ残るかというのが非常に違うのだと思うので、

そういったことも現場の声を聞きながら、これからまたいろいろと工夫をしていかなければいけない部分であると思います。

昨今では、海賊版の問題を非常に多くのメディアでいろいろな形で取り上げていただいているということがございますので、そういった取り上げられてくるのが、いろいろな方々にとってこの海賊版の問題や著作権の問題を身近に感じる機会になるのではないかと思います。

他方で、先ほど堀委員から御指摘があったような、つくる人が悪いのか、見る人が悪いのかといったような議論もあるわけがございますけれども、これまでのいろいろな議論をお聞きしていると、ある程度何かを見ることを通じて何か文化が形成されてくるのだとか、あるいは新しい創作活動の根っこが生まれてくるのだといったような議論も一方ではあるところが、またこの問題の簡単でないところだなと思うわけがございます、まさにいろいろな意味でバランスのとれた仕組みを最後はつくっていかないといけない。そのときのバランスというのは、1つの仕組みだけでバランスをとるのではなくて、まさに今回御議論いただいたような、さまざまな対策メニューの組み合わせの中でバランスがとられていくということが非常に大事なのではないかと思います。

きょうは余り多くの御議論がありませんでしたけれども、その中でも正規版の流通促進というのは物すごく大事なことでありまして、正規版の流通が権利者の方たちも納得がいくような形できちんとできるようになって、今のデジタル環境ですから、いろいろな意味で捕捉もしやすくなっているという中で、こちらのほうに動いていく部分ということがあれば、その分海賊版を当たり前と思うことのないよう、そういった実態というのが生まれてくるかもしれないし、それが教育といったようなことにもつながるのではないかなと考えてございます。

いずれにいたしましても、今回議論させていただいたような対策メニューを総合的に進めていく。それぞれの項目についてスピード感を持ちながら、かつ関係者の方々の十分な理解を得ながら進めていく。地道ではありますが、そのことをしっかりやらせていただきたいと思っておりますし、それを加速するに当たっては、被害についての切実な声をいろいろな形で上げていただければ、世の中も動いていくことができるのではないかと思いますし、そのために私どもも全力を尽くしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中村座長 どうもありがとうございました。

さまざま御意見をいただきましたけれども、海賊版対策はまだ不十分だという御指摘がございましたし、状況も動いているということですので、先ほど局長からお話がありましたが、必要に応じてさらに関係者の意見を聞く機会を設けることも検討したいと思っております。

では、最後、事務局から伝達事項があればお願いします。

○岸本参事官 今後の予定につきましては、きょういただいた御意見を踏まえまして、座長と御相談した上で改めて御案内をさせていただきたいと思っております。



それから、机上配付資料は回収させていただきますので、残していただくようお願いいたします。

きょうはありがとうございました。

○中村座長 では、閉会いたします。ありがとうございました。